

みくに労務管理事務所便り



みくには
ハートに愛

3月3日の創立50周年記念感謝会にはお忙しいなか多くの皆様にご出席いただきありがとうございました。心より感謝申し上げます。今後も皆様のお役に立てるよう努めてまいります。よろしくお願ひ致します。

2017年3月1日発行

連絡先：〒371-0014

群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

「雇用保険法」「育児・介護休業法」 「年金保険料」等が改正に！

◆失業等給付に係る保険料率および国庫負担率の 時限的引下げ

平成29年度から平成31年度までの各年度における雇用保険料率および国庫負担率が、時限的に引き下げられます。

平成29年4月1日の施行予定です。

◆育児休業に係る制度の見直し

現在の育児休業は原則1歳までで、保育所に入れない場合等に限り1歳6カ月まで延長が認められていますが、改正により、さらに6カ月(2歳まで)再延長できるようになります。また、それに合わせて育児休業給付の支給期間も延長となります。

平成29年10月1日の施行予定です。

◆職業紹介の機能強化

および求人情報等の適正化

(1)ハローワークや職業紹介事業者等のすべての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返すブラック企業の求人は受理されなくなります。現在は、ハローワークにおける新卒者向け求人のみが対象となっていますが、改正が行われれば中途やパートなどすべての求人が対象となります。

他にも、(2)会社が虚偽の求人申込を行った場合、罰則の対象となります。また、(3)採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等には、その内容を求職者に明示することが会社に義務付けられます。

(1)は公布から3年以内、(2)(3)は平成30年1月の施行予定です。

◆国民年金保険料、在職老齢年金は？

2017年度の国民年金保険料(月額)は16,490円(前年度比230円引上げ)です。

在職老齢年金は、60歳台前半(60～64歳)の支給停止調整変更額と60歳台後半(65～69歳)と70歳以降の支給停止調整額については46万円(前年度比1万円減)に改定となります。

また、60歳台前半(60～64歳)の支給停止調整開始額(28万円)は前年度と同額です。

◆「年金額の改定ルール」の見直し

昨年12月の臨時国会で成立した「年金制度改革関連法」には、年金支給額を賃金に合わせて引き下げる新しいルールが盛り込まれました。

新ルールでは、現役世代の負担を重視し、物価が上がった場合でも現役世代の賃金が下がれば年金支給額を減らす仕組みで、2021年度からの実施となります。

3月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの>[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 個人事業所税の申告[都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]
- 所得税の確定申告期限[税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出[税務署]

31日

- 健保・厚生年金料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]

当社HPでは新聞掲載コラム(バックナンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。
ホームページ：<http://www.e-392.com/>
(QRコードは右記)



社会保険同日得喪をお忘れなく！！

Q 当社では60歳の定年を迎え嘱託社員となり1年毎に契約更新をする手続きが始まります。社会保険の手続きについて注意する点などありますか？

A 65歳までの継続雇用制度の義務化に伴い、定年の廃止や定年年齢の引き上げ制度を導入した企業もありますが、やはり一年毎の再雇用制度を導入するケースが多いですね。

本人が継続勤務を希望し再雇用契約が整うと、関連した手続きが必要となる場合がありますので予想される社会保険手続きをみてゆきましょう。

労働時間や給与が定年前と同様な場合は社会保険の手続きはありませんが、労働時間が少なくなった場合であり、週の所定労働時間が会社の1週間の所定労働時間の4分の3未満か1ヶ月の所定労働日の4分の3未満となったときは厚生年金と健康保険は資格喪失となります。その後60歳以上には国民年金の加入義務は生じませんが過去に国民年金の未納期間がある方は65歳までは国民年金の任意加入をして基礎年金を増やすこともできます。その際にはお得な付加年金(保険料月額400円)の加入をしておくこと良いでしょう。特に気をつけなくてはいけないのは60歳未満の扶養となっていた配偶者がある場合です。国民年金1号加入者となりますので月額約16000円保険料の負担が生じます。

また、必ず必要となるのは健康保険の切替えです。会社は社会保険の離脱証明書を交付しますが、国保と健康保険の任意継続制度の比較をするよう伝えると良いでしょう。

次に労働時間や勤務日数は4分の3未満にはならないが給与の見直しがあった場合で社会保険標準報酬月額等級に変更が生じる場合は「同日得喪」が必要となります。

対象者は「60歳以上であること」です。以前は「特別支給の老齢厚生年金の受給者であること」との制限がありましたが年金の受給権が無くても60歳以上であれば「同日得喪」の対象になります。この適用によるメリットは大きく、例えば、定年時月給40万円(社会保険料月額約6万円)の加入者が30万円(社会保険料約4.2万)で再雇用となった場合、原則は「随時改定」になり4か月間は実賃金に比べて過大な負担(約1.8万円×4か月)が生じる事となりますが、「同日得喪」により会社も加入者この負担を回避することが出来るわけです。さらに、当然ですが65歳以降でも70歳以降でも対象です。ただし70歳以降の場合は「70歳以上被用者届」も必要となります。

次にこの制度が始まった当時は定年後継続して再雇用される場合であり原則一人一回に限られていましたが、「定年以外の退職後の再雇用」や「再雇用後の契約更新等」が追加となり複数回の「同日得喪」が可能となりました。

今後は契約更新の際に手続きの漏れの無いようご確認下さい。その他雇用保険雇用継続給付の対象となる場合もありますので併せてご確認下さい。